

行政手続法・行政手続条例適用の不利益処分に係る処分基準

	所管課名	森林づくり推進課 鳥獣対策・ジビエ振興室	整理番号	4-4
処分の種類	狩猟者登録の抹消			
根拠法令条例等・条項	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律 第63条			
処分の概要	狩猟免許の取消し、効力の停止、失効、狩猟者登録の取消しによる狩猟者登録の抹消			
処分基準 (未設定の場合はその理由)	<p>登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、当該登録を抹消するものとする。</p> <p>(1) 狩猟免許が取消されたとき</p> <p>(2) 狩猟免許の効力が停止されたとき</p> <p>(3) 狩猟免許が失効したとき(法第53条の規定による失効を除く。)</p> <p>(4) 次の規定により登録が取り消されたとき</p> <p>登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当したときは、その登録を取り消し又は6月を超えない期間を定めてその登録の全部又は一部の効力を停止することができるものとする。</p> <p>(1) 不正な手段により登録又は変更登録を受けたとき</p> <p>(2) 前記3に掲げる各号のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>(3) 第5の7(狩猟者登録証の記載事項の変更)に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</p> <p>法第63条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、当該狩猟者登録を抹消しなければならない。</p> <p>1 狩猟免許が取消されたとき</p> <p>2 狩猟免許の効力が停止されたとき</p> <p>3 狩猟免許が失効したとき</p> <p>4 次条の規定により登録が取り消されたとき</p> <p>法第64条 登録都道府県知事は、狩猟者登録を受けた者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消し又は6月を超えない期間を定めてその狩猟者登録の全部又は一部の効力を停止することができる。</p> <p>1 不正な手段により狩猟者登録又は変更登録を受けたとき</p> <p>2 第58条各号のいずれかに該当することとなったとき</p> <p>3 第61条第4項(狩猟者登録証の記載事項の変更)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき</p>			
基準の制定根拠	長野県鳥獣行政事務取扱要領 第3-10(昭和35年7月15日林政第182号)			